

令和6年度「川崎市地域防災計画 震災対策編」の修正について

1 川崎市地域防災計画について



川崎市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、市の防災対策の骨格(基本計画)となるものです。

川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し事業を行うにあたっての指針であり、次の5編で構成されています。

震災対策編

風水害対策編

都市災害対策編

資料編

地区防災計画編

参考 これまでの修正

○令和4年3月 風水害対策編の修正

災害対策基本法等の改正に伴う修正（避難情報の修正、災害時個別避難計画の作成等）

○令和2年6月 風水害対策編の修正

令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえた修正等

○令和2年3月 震災対策編・風水害対策編の修正

救助実施市の指定に伴う修正や避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正等



川崎市防災会議

2 計画修正の考え方について



○基本的な考え方

国の防災基本計画の修正、関係法令の改正や、近年各地で発生した災害で得られた教訓なども踏まえ、防災上の課題を検討し、計画を修正しました。

○令和6年能登半島地震で得られた課題への対応(主なもの)

課題1 地域防災力の向上、自助・共助・公助の連携

⇒ 地区防災計画の活用等【今回計画に反映】

課題2 災害時支援物資受援体制の整備

⇒ 民間事業者との連携・協定締結の推進等【今回計画に反映】

課題3 安全かつ衛生的なトイレ環境の確保

⇒ 被災状況や市民等の避難状況に迅速に対応できるトイレ環境の整備【検討を進め、できるところから取り組む】



令和6年能登半島地震での本市の支援活動
(左) 富山県氷見市への支援（飲料水）
(右) 石川県輪島市における避難所運営支援

3 主な修正事項①

※ は防災基本計画に関連する修正

(1) 災害時支援物資受援体制の整備【第2部】※

能登半島地震における課題を踏まえ、大規模災害時の国のプッシュ型支援などに対応し、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を円滑に行うため、機能性の高い施設や輸送・集配のノウハウを有する民間事業者との協定締結の推進や物資拠点の運営を担う市職員の動員体制の整備等について追加しました。



(2) 防災情報発信の基本的な考え方【第2部】

災害時に効率的・効果的な情報発信を行うため、防災行政無線や防災アプリ等、各伝達手段の特徴や役割に応じた活用を行うことや、市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のための啓発強化に取り組むことなどについて追加しました。

3 主な修正事項②



(3) 在宅での避難の考え方の啓発等【第2部】※

自宅が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識（地震火災を抑制する感震ブレーカーや家具転倒防止金具等の設置、避難生活のための備蓄（循環型の備蓄や携帯トイレ）の重要性や避難所の役割等）の普及啓発など必要な対策を進めることとします。

また、平時と有事（災害時）の区別をなくし「普段使っているものが災害時にも活用できる」という考え方（フェーズフリー）の普及啓発について追加しました。



在宅での避難等を
テーマとした
防災啓発

3 主な修正事項③



(4) 必要な被災者支援を実施する体制の確保等【第5部】※

被災者の状況に応じ、関係団体と連携して必要な支援を実施する体制を確保すること及び平時から被災者支援制度に関する情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する制度の理解や事務の習熟を図ることを追加しました。

(5) 「南海トラフ地震に係る対応」の追加【第6部】

国による南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、市、市民、事業所、防災関係機関が取るべき対応を追加しました。

(6) 地域防災計画 風水害対策編との整合

避難所の運営や災害福祉に関する取組など、風水害対策編との整合を図りました。

※ その他、神奈川県地域防災計画との整合や、市の組織改正などに伴う時点修正を行いました。